

○日高市環境保全条例

平成9年9月30日条例第11号

〔注〕平成18年から改正経過を注記した。

日高市環境保全条例

目次

第1章	総則
第1節	通則（第1条・第2条）
第2節	市、市民及び事業者の責務（第3条—第5条）
第2章	自然環境の保全
第1節	土砂等による土地の埋立て等の規制（第6条—第20条）
第2節	ふるさとの森の保全（第21条—第29条）
第3節	野生動植物の保護（第30条—第38条）
第4節	公共用水域等の水質保全（第39条—第47条）
第3章	生活環境の保全
第1節	放置自動車の措置（第48条—第58条）
第2節	農薬安全使用に関する規制（第59条—第72条）
第3節	不法投棄の規制（第73条—第77条）
第4節	空き缶、吸い殻等の散乱の防止（第78条—第81条）
第5節	飼犬のふん害等の防止（第82条—第84条）
第6節	生活環境を阻害するその他の行為の規制（第85条）
第4章	環境配慮事業（第86条—第102条）
第5章	雑則（第103条—第106条）
第6章	罰則（第107条—第111条）
	附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、環境の保全と創造についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が、健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土、水、大気、太陽光及び多様な生物をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (6) 土砂等 土地の埋立て等の用に供する物で、廃棄物以外のものをいう。
- (7) 所有者等 土地、自動車、自動販売機等の所有者又は管理者をいう。
- (8) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (9) 公共の場所 道路、公園、河川敷その他の公共の場所をいう。

第2節 市、市民及び事業者の責務

（市の責務）

第3条 市は、良好な環境の保全と創造に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な環境を保全するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

3 市は、良好な環境に関する市民の意識を高めるため、環境に関する知識の普及及び啓発等必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、常に良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市民は、自らが占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺を清潔に保ち、相互に協力して、地域の良好な生活環境を保全するとともに、緑化の推進に努めなければならない。

3 市民は、自らが所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を市長に通報するように努めなければならない。

4 市民は、市その他行政機関が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成23年条例8号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を害しないよう常に配慮し、自らの責任と負担において必要な万全の措置を講ずるとともに、緑化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市その他行政機関が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業に係る苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任と負担において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制

(定義)

第6条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積並びに土砂等の切土をいう。

(2) 事業主 市内で行う埋立て等に係る工事について、自ら施工する者又は契約により施工を発注する者をいう。

(3) 事業施工者 市内で行う埋立て等に係る工事について、契約により施工を請け負うすべての者をいう。

(埋立て等の許可)

第7条 埋立て等を施工する区域（以下この節において「事業区域」という。）の面積が500平方メートル以上（事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立て等を施工する日前1年以内に埋立て等が施工され、施工しようとする区域の面積と合算した面積が500平方メートル以上となる埋立て等を含む。）となる埋立て等を行おうとする事業主は、あらかじめ、事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる埋立て等については、前項の規定は適用しない。

(1) 他の法令の規定により許可又は認可を受けた場合で、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(3) 国又は地方公共団体が行う場合

3 市長は、前項第1号の規定により適用を除外された許可又は認可について、その許可又は認可を証明する書類の写しの提出を求めることができる。

(許可の申請)

第8条 前条第1項の許可を受けようとする事業主は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 埋立て等の目的及び種別

(3) 事業区域の所在地

(4) 事業区域の面積等

(5) 埋立て等の施工期間

(6) 埋立て等の施工方法

(7) 事業施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(8) 現場管理責任者の氏名及び住所

(9) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る埋立て等の計画及び施工方法について、次に掲げる措置が講じられていると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 事業区域及びその周辺地域の道路、河川その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置がされていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他の公害の発生を防止するための措置がされていること。

(3) 出水防止、土砂等の流失防止その他安全確保のための措置がされていること。

(4) その他事業区域及びその周辺地域における良好な環境を保全するための措置がされていること。

2 前項に規定する措置基準は、規則で定める。

(許可の条件)

第10条 市長は、第7条第1項の許可をするに当たり、災害を防止し、又は良好な環境を確保するため、必要な限度において条件を付することができる。

(変更の許可)

第11条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、第8条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、その内容を市長に届け出るものとする。

2 前項の許可については、前2条の規定を準用する。

(地位の承継)

第12条 第7条第1項の許可を受けた事業主について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続す

る法人若しくは合併により設立した法人は、その許可による事業主の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

(表示板の設置)

第13条 事業主は、埋立て等の施工期間中、事業区域の見やすい場所に規則で定める表示板を設置しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、この節の施行に必要な限度において、第7条第1項の許可を受けた事業主及び事業施工者（以下この節において「事業主等」という。）に対し、埋立て等の施工状況について報告を求めることができる。

(改善勧告)

第15条 市長は、事業主等が第9条に規定する許可の基準又は第10条に規定する許可の条件に違反しているときは、事業主に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、事業主が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第17条 市長は、事業主が偽りその他不正な手段により、第7条第1項若しくは第11条の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第18条 市長は、第7条第1項又は第11条の許可を受けないで埋立て等を施工している事業主に対し、当該埋立て等の中止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第19条 市長は、第17条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により埋立て等の中止を命じたときは、事業主に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(埋立て等の中止又は完了の届出等)

第20条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、埋立て等が第9条に規定する許可の基準及び第10条に規定する許可の条件に適合しているかを検査し、適合しないと認めたときは、事業主に対し、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

第2節 ふるさとの森の保全

(定義)

第21条 この節において「ふるさとの森」とは、市民に愛され、親しまれている景観が優れた緑地で市長が指定したものをいう。

(ふるさとの森の指定)

第22条 市長は、良好な自然環境を保全するため必要があると認めるときは、ふるさとの森を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、ふるさとの森の指定に当たっては、あらかじめ、当該土地の所有者等の同意を得なければならない。

4 市長は、ふるさとの森を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(ふるさとの森の保全)

第23条 市長は、ふるさとの森を指定したときは、当該ふるさとの森の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(表示板の設置)

第24条 市長は、ふるさとの森を指定したときは、表示板を設置するものとする。

(所有者等の保全義務)

第25条 ふるさとの森の所有者等は、当該ふるさとの森の保全に協力しなければならない。

(助成)

第26条 市長は、ふるさとの森の保全のために必要と認めるときは、助成をすることができる。

(行為等の協議)

第27条 ふるさとの森の所有者等は、指定された土地を譲渡しようとするとき、又は樹木の伐採若しくは土地の形質変更をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める通常の実行行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(指定の解除)

第28条 市長は、特別な理由があるときは、ふるさとの森の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、第22条第2項及び第4項の規定を準用する。

(指導及び助言)

第29条 市長は、ふるさとの森の保全に関し必要があると認めるときは、当該ふるさとの森の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第3節 野生動植物の保護

(定義)

第30条 この節において「野生動植物」とは、市の区域内において生息し、又は自生し、かつ、希少又は貴重と認められる野生の動植物をいう。

(野生動植物の保護区の指定)

第31条 市長は、良好な自然環境を保全するため必要があると認めるときは、野生動植物の保護区（以下この節において「保護区」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保護区の指定に当たっては、保護すべき野生動植物の種類及び区域を定めて指定しなければならない。

3 市長は、保護区の指定をしようとするときは、あらかじめ、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保護区の指定に当たっては、あらかじめ、当該土地の所有者等の同意を得なければならない。

5 市長は、保護区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(野生動植物の保護)

第32条 市長は、保護区を指定したときは、当該野生動植物の保護について、必要な施策を推進するものとする。

(表示板の設置)

第33条 市長は、保護区を指定したときは、必要に応じて表示板を設置することができる。

(助成)

第34条 市長は、野生動植物の保護のために必要と認めるときは、助成をすることができる。

(行為の制限)

第35条 何人も、市長が指定する保護区の野生動植物を、その保護区内において捕獲し、若しくは採取し、又は殺傷し、若しくは損傷してはならない。

2 何人も、市長が指定する保護区の野生動植物が生息し、又は自生する自然環境を害するような行為をしてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合で、規則で定める申請書により市長の許可を受けたものは、前2項の規定は適用しない。

(1) 野生動植物の学術研究のため必要があるとき。

(2) 野生動植物の保護又は育成のため必要があるとき。

(指定の解除)

第36条 市長は、特別な理由があるときは、保護区の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、第31条第3項及び第5項の規定を準用する。

(損失の補償)

第37条 市長は、保護区の指定に関し、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、規則で定める申請書により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、補償する金額を決定し、当該申請者に通知しなければならない。

(民間団体等の協力)

第38条 市長は、野生動植物の保護について関心のある市民が組織する民間団体等の協力を求めることができる。

第4節 公共用水域等の水質保全

(定義)

第39条 この節において「公共用水域等」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及び地下水をいう。

(水質の保全)

第40条 市長は、公共用水域等の水質の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(生活排水の適正処理)

第41条 市民は、生活排水が公共用水域等に与える影響を認識し、水質の保全のために有効な浄化装置の設置に努めなければならない。

(事業所排水の適正処理)

第42条 事業者は、事業所排水が公共用水域等に与える影響を認識し、水質の保全のために有効な施設の設置に努めなければならない。

(指導及び助言)

第43条 市長は、生活排水又は事業所排水を排出している者が必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排出者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(改善勧告)

第44条 市長は、市民及び事業者が前条の指導に従わないときは、当該排出者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

(河川区域における自動車の通行規制)

第45条 何人も、河川区域において自動車の通行をする場合は、当該河川区域の自然環境を害しないよう常に配

慮しなければならない。

2 何人も、河川区域のうち流水の区域においては、自動車の通行をしてはならない。ただし、河川管理者等が当該河川の管理及び工事のために必要な場合並びに人命救助その他の緊急に必要な場合については、この限りでない。

(清流保全区域の指定)

第46条 市長は、将来にわたって公共用水域等の水質を保全することが特に重要な区域を、清流保全区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、清流保全区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(清流保全実施計画)

第47条 市長は、清流保全区域を指定したときは、当該区域内における実施すべき施策に関する計画（以下「清流保全実施計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、清流保全実施計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 放置自動車の措置

(定義)

第48条 この節において「放置自動車」とは、本来の機能を喪失するなどして投棄された自動車で、公共の場所に正当な権原なく相当な期間にわたり放置されているものをいう。

(自動車の放置の禁止)

第49条 何人も、自動車を放置し、又は放置させてはならない。

(放置自動車の調査等)

第50条 市長は、放置自動車と認めるときは、当該放置自動車の状況等について調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査をしようとするときは、当該場所の管理者及び所轄の警察署長に放置自動車の状況等について通報することができる。

(撤去命令)

第51条 市長は、前条第1項の調査の結果、放置自動車の所有者等を確認したときは、所有者等に対し、期限を定め、当該場所から放置自動車を撤去するよう命ずることができる。ただし、関係機関等から要請があったものについては、この限りでない。

(撤去の告知等)

第52条 市長は、第50条第1項の調査の結果、放置自動車の所有者等が確認できないため、前条の規定による命令をすることができないときは、所轄の警察署長と協議の上、次に掲げる事項について、規則で定める標章を放置自動車の見やすい箇所に取り付け、告知することができる。

(1) 放置自動車を当該場所から撤去すべき旨及びその期限

(2) 撤去期限を経過しても撤去しない放置自動車の措置

2 前項の規定により放置自動車の撤去の告知をされた放置自動車の所有者等は、標章により告知された撤去期限までに、当該場所から放置自動車を撤去しなければならない。

3 何人も、第1項の規定により放置自動車に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は取り除いてはならない。

(期限後の措置)

第53条 市長は、放置自動車の所有者等が第51条の規定による命令に従わないとき、又は前条第2項の規定により当該放置自動車を撤去しないときは、あらかじめ保管場所として定めた場所に、当該放置自動車を撤去することができる。

(撤去した放置自動車の保管)

第54条 市長は、前条の規定により放置自動車を撤去したときは、当該放置自動車を規則で定める期間、保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

(引取命令)

第55条 市長は、前条第1項の規則で定める期間内において、保管している放置自動車の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め、当該放置自動車の引取りを命ずることができる。

(撤去費用等の徴収)

第56条 市長は、第54条第1項の規定により保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置自動車の引取りを命ぜられた所有者等から、当該放置自動車の撤去及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。

(放置自動車の処分)

第57条 市長は、第54条第1項の規則で定める期間を経過した引取りのない放置自動車については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放置自動車を処分することができる。

(放置自動車の措置通知)

第58条 市長は、次に掲げる措置をするときは、当該場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、規則で定める通知書により、それぞれ通知するものとする。

(1) 第52条第1項の規定により放置自動車に標章を取り付けるとき。

(2) 第53条の規定により放置自動車を撤去しようとするとき。

(3) 前条の規定により放置自動車を処分しようとするとき。

第2節 農薬安全使用に関する規制

(定義)

第59条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。）第1条の2第1項に規定するものをいう。

(2) ゴルフ場 市内に開設された面積が10ヘクタール以上のゴルフ場をいう。

(3) ゴルフ場事業者 ゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

(農薬の購入)

第60条 農薬を購入しようとする者は、農薬法第8条の規定による届出を行っている販売業者から購入しなければならない。

(農薬の適正な保管)

第61条 農薬を使用する者（以下この節において「農薬使用者」という。）は、農薬の盗難、紛失、流出等を防止するため、農薬を適正に保管しなければならない。

(農薬の適正な使用)

第62条 農薬使用者は、農薬法第2条第1項及び同法第15条の2第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。ただし、ゴルフ場事業者が芝の管理に使用できる農薬は、次に掲げる農薬とする。

(1) 環境省により、水質指針値が定められた農薬（混合剤を含む。）

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物又は劇物以外の農薬で、魚類に対する毒物試験法（昭和40年11月25日付け40農政B第2735号農林省農政局長通達）によりA類に分類された農薬

(農薬表示事項の遵守)

第63条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬法第7条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。

(ゴルフ場における被害防止対策の徹底)

第64条 ゴルフ場事業者は、農薬の使用に当たっては、気象、地形等の環境条件を考慮し、農薬散布従事者並びにゴルフ場の従業員、利用者及び周辺住民並びに周辺河川等に対し、十分な被害防止対策を講じなければならない。

(ゴルフ場における農薬使用の削減)

第65条 ゴルフ場事業者は、農薬の使用量を最小限度にとどめるとともに、芝の無農薬管理の調査研究を積極的に行い、農薬使用の削減に努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬安全使用責任者)

第66条 ゴルフ場事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管に当たらせるため、農薬安全使用責任者を置かななければならない。

(ゴルフ場における農薬使用状況の報告)

第67条 ゴルフ場事業者は、毎年5月1日までに、前年度の農薬使用状況を市長に報告しなければならない。

(ゴルフ場排水水の農薬濃度)

第68条 ゴルフ場の排水水中の農薬濃度は、規則で定める水質指針値を超えないものとする。

(ゴルフ場事業者の水質測定)

第69条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場の調整池等の生息環境に応じた魚類を飼育し、水質の常時監視に努めるとともに、ゴルフ場の排水水の排出口又は調整池において、定期的に水質測定を実施しなければならない。

2 前項の水質測定に当たっては、農薬の使用実態を考慮し、使用量の多い農薬の成分である物質を優先し、使用農薬の種類別に水質測定項目を選択するものとする。

3 水質測定の回数は、3月に1回以上とする。ただし、連続して3月以上農薬の使用がない場合は、その期間については水質の自主測定を省略できるものとし、水質測定の時期は、農薬の使用時期、使用量及び使用方法を勘案してゴルフ場事業者が定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、ゴルフ場事業者に水質測定を指示することができる。

5 ゴルフ場事業者は、水質測定の結果等について規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。

(ゴルフ場及び周辺環境の保全)

第70条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場及び周辺環境について常に注意を払い、排水水が水質指針値を超えたとき、又は排水水及び周辺動植物に異常が認められたときは、直ちに市長に報告するとともに、環境の保全のために必要な万全の措置を講じなければならない。

(指導及び助言)

第71条 市長は、農薬の適正な保管及び使用について、必要な指導又は助言をすることができる。

(改善勧告)

第72条 市長は、農薬の保管及び使用が適正でないとき、当該農薬使用者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

第3節 不法投棄の規制

(定義)

第73条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 廃棄物及び土砂等をいう。
- (2) 不法投棄 ごみ等を公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所（以下「公共の場所等」という。）に、相手の同意を得ずに、みだりに捨てることをいう。

（不法投棄の禁止）

第74条 何人も、不法投棄をしてはならない。

（不法投棄されたごみ等の調査等）

第75条 市長は、不法投棄した者を確認するため、不法投棄されたごみ等の状況を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果を、所轄の警察署長に通報することができる。

（原状回復命令等）

第76条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、不法投棄した者を確認したときは、当該不法投棄した者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

（土地所有者等への要請）

第77条 市長は、第75条第1項の規定による調査の結果、不法投棄した者が確認できない場合には、不法投棄されている土地の所有者等に、投棄されたごみ等の撤去の協力を要請することができる。

第4節 空き缶、吸い殻等の散乱の防止

（定義）

第78条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムの噛みかす等をいう。
- (3) 自動販売機 飲料等を販売目的として、貨幣等を投入口へ投入することにより物品が自動的に出る装置をいう。
- (4) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

（自動販売機所有者等の責務）

第79条 自動販売機の所有者等は、回収容器を自動販売機の周辺に設置しなければならない。ただし、次に掲げる自動販売機は、除くものとする。

- (1) 工場、事業所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外は利用しないもの
- (2) 建物の内部に設置される自動販売機で、常時当該自動販売機を管理する者がいるもの

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周辺に空き缶等が散乱しないように努めなければならない。

（指導）

第80条 市長は、自動販売機の所有者等が回収容器を設置していないとき、又は回収容器を適正に管理していないと認めるときは、当該所有者等に対し、必要な指導をすることができる。

（散乱の防止）

第81条 何人も、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に收容すること等により、自らの責任において適正に処分するよう努めなければならない。

第5節 飼犬のふん害等の防止

（定義）

第82条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼犬 飼養管理されている犬をいう。
- (2) ふん害等 飼犬のふん尿により公共の場所等を汚すことにより市民の生活環境を損なうことをいう。
- (3) 飼主 飼犬の所有者等をいう。

（飼主の遵守事項）

第83条 飼主は、飼犬のしつけを適正な方法で行うとともに、飼犬を公共の場所等で運動させる場合は、ふん害等を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 綱、鎖等でつなぎ、飼犬を制御できる者に運動させること。
- (2) 飼犬のふん等を適正に処理するための用具を携行し、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

（指導）

第84条 市長は、飼主が前条各号に規定する事項を遵守していないと認めるときは、当該飼主に対し、必要な指導をすることができる。

第6節 生活環境を阻害するその他の行為の規制

（指導）

第85条 市長は、法令又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為が、市民の健康と生活環境を阻害するおそれがあるときは、当該行為を行う者に対し、必要な指導をすることができる。

- (1) 振動及び騒音を伴う行為
- (2) 悪臭の発生を伴う行為
- (3) 地盤沈下を誘発する行為
- (4) 粉じん飛散を伴う行為
- (5) 燃焼不適物を焼却する行為

- (6) 電波の障害となる行為
- (7) 公共の場所等の清潔保持を阻害する行為

第4章 環境配慮事業

追加〔平成18年条例34号〕

(定義)

第86条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境配慮事業 良好な環境を保全する上で特に配慮を必要とする事業として、次に掲げるものをいう。

ア 廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更して行う事業

イ 堆肥又は飼料の製造施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更して行う事業

ウ その他市長が必要と認める事業

(2) 環境配慮事業者 市内において環境配慮事業を実施しようとする者をいう。

(3) 関係地域 環境配慮事業の実施により良好な環境が害されるおそれがある地域として、第89条第1項の規定により市長が定める地域をいう。

(4) 関係人 環境配慮事業の実施により特に生活環境上の影響を受けるおそれがある者として、第89条第1項の規定により市長が定める者をいう。

(5) 関係住民 関係地域内の住民及び関係人をいう。

(6) 地域説明会 環境配慮事業者が関係住民に対し行う当該環境配慮事業に係る説明会をいう。

追加〔平成18年条例34号〕

(環境配慮事業者の責務)

第87条 環境配慮事業者は、その事業活動を行うに当たり、良好な環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を形成するように努めなければならない。

追加〔平成18年条例34号〕

(届出書の提出)

第88条 環境配慮事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 環境配慮事業の目的及び内容

(3) 環境配慮事業を実施しようとする区域

(4) 環境配慮事業の実施に係る環境に対する配慮の措置の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

追加〔平成18年条例34号〕

(関係地域等の決定等)

第89条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域及び関係人を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により関係地域及び関係人を定めたときは、速やかに、その旨を環境配慮事業者に通知するものとする。

追加〔平成18年条例34号〕

(地域説明会の開催等)

第90条 環境配慮事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、地域説明会を開催するとともに、関係住民から意見を聴取しなければならない。

2 環境配慮事業者は、地域説明会の開催状況及び前項の規定により聴取した関係住民の意見を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

追加〔平成18年条例34号〕

(意見書の送付)

第91条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、環境配慮事業に係る意見書を環境配慮事業者に送付するものとする。

2 市長は、前項の意見書を送付しようとするときは、あらかじめ、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

追加〔平成18年条例34号〕

(実施計画書の提出)

第92条 環境配慮事業者は、前条第1項の規定による意見書の送付を受けたときは、当該意見書に十分配慮し、次に掲げる事項を記載した環境配慮事業に関する実施計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 第88条第1項各号に掲げる事項

(2) 前条第1項の意見書に対する検討結果に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

追加〔平成18年条例34号〕

(手続の特例)

第93条 第88条第1項の規定による届出があった環境配慮事業のうち、市長が必要に応じて日高市環境審議会の意見を聴いた上で、生活環境上の影響が軽微であると認めるものについては、前4条の規定による手続は、これを行うことを要しない。

2 前項に規定する場合においては、市長は、第90条及び第92条の規定による手続を要しない旨を環境配慮事業者へに通知するものとする。

追加〔平成18年条例34号〕

(環境配慮事業協定の締結等)

第94条 市長及び環境配慮事業者は、当該環境配慮事業者による環境配慮事業が実施される前に、第92条各号に掲げる事項その他当該環境配慮事業に関し必要な事項に係る協定(以下「環境配慮事業協定」という。)を締結するものとする。

2 市長は、前条第1項に規定する場合を除き、環境配慮事業協定を締結しようとするときは、あらかじめ、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 環境配慮事業者は、環境配慮事業協定を遵守しなければならない。

追加〔平成18年条例34号〕

(許可等を行う権限を有する者への要請)

第95条 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる関係書類に意見を付して、環境配慮事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を行う権限を有する者に送付し、当該行為を行うに際し、十分配慮するよう要請するものとする。

(1) 第88条第1項の届出書

(2) 第90条第2項の報告書

(3) 第91条第1項の意見書

(4) 第92条の実施計画書

追加〔平成18年条例34号〕

(手続の再実施)

第96条 環境配慮事業者は、次のいずれかに該当するときは、この章の規定による届出その他必要な手続を再度行わなければならない。

(1) 第92条の実施計画書を提出した日から3年を経過しても環境配慮事業に着手しないとき。

(2) 第92条の実施計画書の内容について著しい変更が生じたと市長が認めるとき。

追加〔平成18年条例34号〕

(指導)

第97条 市長は、環境配慮事業者がこの章の規定による届出その他必要な手続を正当な理由なく行わないときは、当該環境配慮事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

追加〔平成18年条例34号〕

(勧告)

第98条 市長は、環境配慮事業者が前条の指導に従わないときは、当該環境配慮事業者に対し、期限を定め、この章の規定による届出その他必要な手続を行うよう勧告することができる。

追加〔平成18年条例34号〕

(手続の実施内容の公表)

第99条 市長は、この章の規定による届出その他必要な手続の実施の内容を公表するものとする。

追加〔平成18年条例34号〕

(実施状況の報告)

第100条 市長は、この章の施行に必要な限度において、環境配慮事業者(この章の規定による届出その他必要な手続を経て現に環境配慮事業を実施している者を含む。)に対し、環境配慮事業の実施状況について報告を求めることができる。

追加〔平成18年条例34号〕

(国等の機関との調整)

第101条 市長は、国等が環境配慮事業を実施する場合におけるこの章の規定の適用については、当該国等の機関と必要な調整を行うものとする。

追加〔平成18年条例34号〕

(適用除外)

第102条 この章の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第88条第1項に規定する災害復旧事業その他災害復旧のため緊急に実施する必要があると市長が認める事業については、適用しない。

追加〔平成18年条例34号〕

第5章 雑則

一部改正〔平成18年条例34号〕

(協力要請)

第103条 市長は、この条例の施行に関し、必要があると認められるときは、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係人に対し、必要な協力を要請することができる。

一部改正〔平成18年条例34号〕

(立入検査)

第104条 市長は、第2章第1節の施行に必要な限度において、職員に、埋立て等の状況を検査させ、又は第7条第1項の規定により許可を受けた事業主並びに事業施工者及びその従業者に対し、質問させることができる。

2 市長は、第3章第2節の施行に必要な限度において、職員に、ゴルフ場に立ち入り、農薬使用の状況を検査

させ、又は第59条第3号に規定するゴルフ場事業者及びその従業員並びに第66条に規定する農薬安全使用責任者に対し、質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成18年条例34号〕

(違反事実の公表)

第105条 市長は、第19条又は第76条の規定による原状回復命令等に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

一部改正〔平成18年条例34号〕

(委任)

第106条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成18年条例34号〕

第6章 罰則

一部改正〔平成18年条例34号〕

(罰則)

第107条 第19条又は第20条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成18年条例34号〕

第108条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第51条又は第76条の規定による命令に違反した者

(3) 第104条第1項又は第2項の規定による検査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成18年条例34号〕

第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定による表示板を設置しない者

(2) 第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第52条第3項の規定に違反した者

一部改正〔平成18年条例34号〕

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第55条の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成18年条例34号〕

(両罰規定)

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第107条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成18年条例34号〕

附則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に埋立て等を行っている者又はその承継人は、この条例の施行の日から2月間は、第7条第1項の許可を受けないで、埋立て等を行うことができる。これらの者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附則(平成13年3月27日条例第9号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第62条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に一時たい積を行っている者又はその承継人は、この条例の施行の日から2月間は、第7条第1項の許可を受けないで、当該一時たい積を行うことができる。これらの者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附則(平成14年6月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成18年9月28日条例第34号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の日高市環境保全条例の規定は、平成18年10月1日以後に法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為に係る申請等を行う環境配慮事業について適用する。

附則(平成23年3月22日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。